

新庁舎西棟建設調査特別委員長報告

複合市民施設としての新しい西棟の基本計画及び基本設計策定にあたり、新庁舎西棟建設調査特別委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当特別委員会は令和元年9月に持続可能な庁舎に関することを調査事項として設置され、本年3月、当局に対し、新しい西棟のライフサイクルコストを速やかに算出し公開すべきであることを提言するとともに、議会機能に関する諸元として、「議員定数については、前計画で想定していた46名ではなく、現在の35名を基本とした規模での施設整備とすること」「全員協議会室は不要とし、コスト縮減につなげることも検討可能であること」「議場や委員会室は、多用途な活用を可能にするなど自由度を高めた整備をすることが庁舎全体による最適な施設の活用を進める上で有効である一方、運用方法には十分留意すべきであること」の3点をとりまとめ報告を行いました。

当局においては、それら議会機能の諸元に加え、市民交流機能、防災機能、行政機能に関する諸元をとりまとめ、「新しい西棟」を「複合市民施設」として基本計画策定に向けた諸元を策定いたしました。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が発令され、本市議会においても本会議や委員会の運営において感染防止のための対策を講じてまいりました。具体的には、議場において演壇に飛沫防止用のシールドを設置するとともに、議場内の議席、当局席、傍聴席についてそれぞれ座席の間隔を空ける配置といたしました。

委員会においては、当局の出席者を必要最小限といたしましたが、傍聴については、隣同士の距離を十分にとることができないため、やむを得ず中止する

こととなりました。

これらの経験から、新しい西棟を検討するための新たな視点として、感染症等危機事象への対応が必要であることを痛感いたしました。

よって、当特別委員会では、ライフサイクルコストの重要性や多用途活用という従来からの考え方に加え、危機事象への対応という視点を持って前計画を改めて確認し、改める必要があるところは改め、現状における最善の設計となるよう議論を重ねてまいりました。

その結果、基本設計に大きくかかわる議場レイアウトや基本的な議会関係諸室の配置について結論に至りましたので以下ご報告いたします。

はじめに、議場レイアウトについて4点ご報告いたします。

1点目は、議場についてであります。

議場については、本会議の開催のみならず、専用の部屋を不要とした全員協議会等、異なる会議の開催などの多用途な活用が可能となる構造であることが望まれます。

また、身体が不自由な方や高齢者などへ配慮したユニバーサルデザインの考え方に加え、議員数など出席者数の変更や、昨今の新型コロナウイルス感染症のような危機事象へも柔軟に対応可能な将来的な余地を残したフレキシブルな整備が求められます。

そのため、議場においては、床面は段差のないフラットな作りとし、机、イスは可動式であることが望ましいと考えます。

なお、汎用性を持つことは考慮しつつも、あくまでも主たる用途は議場であり、市の重要事項を議論し、決定する場であることを十分に考慮した整備を行うべきであります。

2点目は、傍聴席についてであります。

前計画においては、議場の上のフロアから入場するよう配置される計画でありましたが、新しい西棟の計画では、議会フロアは1フロア削減の方向で今後設計を進めることとなるため、計画の見直しが必要となりました。

見直しにあたっては、全体設計への影響などを考慮し、前計画での3方向への配置にはこだわらないものの議員の顔が見えるような配置という考え方は継承すべきであります。

そのためにも、傍聴席は議長席の正面に配置すべきであります。

その上で、当然ながら傍聴される方の見やすさや視認性を考慮した配置とするとともに、障害のある方、親子連れなど様々な方々に不自由なく傍聴していただけるよう配慮することに加え、新しい西棟が複合市民施設であるメリットを生かし、市民が集まる1階ロビー等で議場内の映像を見ることが可能となるよう、放送設備の設置などにより、多様なスタイルでの傍聴が可能となる整備を求めるものであります。

さらに、傍聴席は議場と明確に区別し、傾斜や段差による高さを設けるべきであります。

3点目は、議場、傍聴席を含めた全体についてであります。

傍聴席を含めた議場内は、議員、当局、傍聴者など大人数が集まる場所であり、圧迫感を感じることがないように天井高等の配慮が必要であります。

その上で、建築に係るイニシャルコストに加え、ランニングコストも含めたライフサイクルコストの縮減に繋がる設計とすべきであります。

4点目は、議席等の配置についてであります。

前計画においては、議場における議長席を含めた配置については、過去の特別委員会等で十分に議論を重ねた結果、議長席を中心に議員席と当局席が左右対面となる配置計画となっております。

当特別委員会では、先に述べた視点により再度検討を行った結果、新しい西棟の設計において、前計画の配置を見直さなければならないほどの支障はないものと判断したところであり、前計画どおりの議席配置を基本とすべきであります。

その上で、床面がフラットになることで議員、当局の間でお互いが見にくくなることも懸念されるため、出席者間の見やすさを十分考慮した配置が求められます。

なお、先に述べたように、議場においては座席間の距離や出席人数の変更等も考慮し、配置の変更が可能な余地を残した整備とすべきであります。

次に、議会関係諸室の配置について申し上げます。

前計画で予定されていた諸室の数、配置については適切な議会活動、議員活動を行う上で整備が必要なものであり、現時点においても必要性や利用方法に変更の想定がないため、前計画同様の配置とすべきであります。

その中で、より利用頻度の高い議長室などを南側に配置し、議員控室を北側に配置することも検討が可能ではないかと考えます。

以上、議会フロアに関して申しあげましたが、議会フロアに限らず、新しい西棟全体をとおした視点として、新型コロナウイルスのような感染症や、災害時における停電、省電力時の対応を考慮し、採光や自然換気が十分に可能な設計となるような、有事を想定した視点も重要であるため、十分な検討が必要と考えます。

最後に、当特別委員会の調査に対し、ご協力いただきました皆様に対し厚く御礼を申し上げますとともに、新しい西棟がより「複合市民施設」として市民と行政、議会の共創（きょうそう）により、最善の施設整備がなされるよう、今後も調査を継続してまいることを申し添え、特別委員長報告といたします。